

# 因習化する伝統文化

## — 闘牛をめぐる無形文化遺産化の失敗から —

菅 豊

### 1. 本論の目的

「因習」とは、ある時代において社会的、政治的、そして倫理的に否定されたり、非難されたりする民俗実践のことである。因習は、近代化の過程で合理的な思考によって否定され、修正されてきたため、現代社会ではその数を減少させている、と一般的に考えられるであろう。しかし実のところ因習は、現代社会で単純に減少するのではなく、むしろ増加することすらありうる。

現在、グローバル化が進行するなか、世界を席卷し普遍化しつつある現代的価値と、限られた地域にしか存在しない個別化した伝統的価値との間にはずれが生じ、対立や軋轢を生み出している。そして、伝統的価値が現代的価値との摺り合わせに失敗した場合、その伝統的価値に裏付けられた民俗実践には、因習というラベリングがなされてしまう。ある特定の時代や地域の日常生活であたりまえとされ、なんの疑いもなく継承されてきた民俗実践は、価値観や規範が変化することにより、その規範からの逸脱と見なされ、否定され消去されるべき存在になる。すなわち因習は最初から因習なのではなく、因習と「なる」のである。

因習化は、価値基準の変化によって民俗が逸脱的な実践と判定され、因習と名前を変えるプロセスである。現在、文化をめぐる「遺産(heritage)」という「称号」や「肩書き」の争奪合戦が、世界各地で繰り

広げられ、遺産という新しい価値基準によって地域文化は評価、判定されているが、これもまた民俗を因習へと変換する回路となりうる。1970年代以降、ユネスコ（UNESCO：国際連合教育科学文化機関、以後、本論ではユネスコと表記する）が介在する文化のグローバル・ポリティクスのなかで、その遺産を選択する基準は更改され、文化の評価や判定において大きな力を有するようになってきた。1972年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」が締結され、2001年には、「文化的多様性に関する世界宣言」が採択、また第1回の「人類の口承及び無形遺産の傑作」が宣言された。そして、2003年には「無形文化遺産の保護に関する条約」が締結され、人びとの身近にある文化が「無形文化遺産」と表現され、遺産の一部を構成するようになった。そのようななか、国のみならず地方政府、また地域文化の担い手などを巻き込んで、その価値と権威を獲得しようとする動き、すなわち地域文化を無形文化遺産化する動きが活発化している。しかし多くの人びとは、その無形文化遺産化の過程で、他者が定めた基準によって自文化が評価、判定され、悪くすると因習として扱われる可能性があることに気がついていない。

本論では、本来、文化の多様性を尊重し、それを推進し、各地の地域文化を肯定して保護すると思われる無形文化遺産制度が、実際にはその選択過程で文化の多様性の尊重を貫徹できずに、現代的なグローバル・スタンダードによって地域の民俗実践を逸脱行為と判定し、因習化してしまう危険性について検討する。

## 2. 無形文化遺産にならない選択——協働型地域実践による対話

筆者は、1998年より新潟県小千谷市と長岡市で継承されている国指定

重要無形民俗文化財「牛の角突き習俗（以後、闘牛と表記する）」<sup>1</sup>に関する調査研究を継続している。そして、2004年の新潟県中越地震をきっかけに小千谷闘牛振興協議会の一員になり、2006年から勢子として闘牛場に入り、2007年から牛の所有者（牛持ち）になるという民俗実践を行っている。さらに民俗学者としての専門性を活かし、人びとと一緒に闘牛の「伝統」を修復し、維持し、創造する協働型の地域実践を行いながら、そのプロセスを研究している。

2012年、この地域で闘牛をユネスコの無形文化遺産とする動きが突然湧き起こった。それは、筆者が「動物の愛護及び管理に関する法律（以後、動物愛護管理法と表記する）」改正について地域に情報提供するなかで紹介した「無形文化遺産」という言葉を、地域の人びとが発展的に誤読したものであり、無形文化遺産に関して十分な制度的な理解と評価が行われないうまま開始された動きであった<sup>2</sup>。その無形文化遺産という言葉は、人びとに曖昧ながらも過大な栄誉感を抱かせ、また観光産業の活性化などの実利面で人びとに過剰な夢と期待とを与えるマジカル・ワードとなり、ひとり歩きしてしまった。

2013年4月28日。長岡市山古志種<sup>たなすはら</sup>芋原で、「二十村郷牛の角突き習俗保存会」の会合が開かれた。二十村郷牛の角突き習俗保存会は、国指定重要無形民俗文化財の保護団体である。そこには、実際に闘牛を運営する小千谷市の小千谷闘牛振興協議会と、長岡市の山古志闘牛会という2団体の面々が集まった。筆者はそこで、動物愛護管理法と無形文化遺産制度について解説することを依頼された。

- 
- 1 新潟の牛の角突き習俗を継承する人びとは、自らが継承する牛同士を戦わせる文化を、ヨーロッパの闘牛と同一視されることを嫌うため、本来は「闘牛」という表現を好まず、「牛の角突き」というヴァナキュラーな表現を好むが、本論では論述の都合上、一般的な「闘牛」という表現を用いる。
  - 2 菅豊2017「幻影化する無形文化遺産」、飯田卓編『文化遺産と生きる』、臨川書店、68-96頁。

筆者は、まずそこで今回の筆者の解説がユネスコの無形文化遺産への申請と直接には関係せず、またそのような申請を現時点で推進しようとは考えていないことを念押しした。そして、事前に準備しておいた説明書をもとにその制度の仕組みについて解説し、後述するように、国指定重要無形民俗文化財となっている闘牛が、理屈の上ではユネスコの無形文化遺産に国から推薦される可能性があることを解説した。そして無形文化遺産となることで、世界的な機関からの「お墨付き」が得られ、行政の保護の強化（あるいは現状維持）が期待され、また、一時的な観光客数の増加やメディア出演が見込まれること、そして無形文化遺産となったあかつきには、その「お墨付き」が現在、問題化している動物愛護などの極端な外部圧力に対抗する、ひとつの根拠となりうるというメリットについて解説した。

その上で、観光客数の増加やメディア出演は一時的なものであり、恒久的な効果は望めないことに加えて、以下の「動物愛護」の観点からのデメリットを強調した。

「私たちは決して虐待はしていませんが、一般的な目（特に外国人の先入観や価値観の違い）からは、この文化の重要性を理解しがたい可能性があります。

むしろ無形文化遺産登録をきっかけとして、動物虐待の問題が指摘される可能性があります（やぶへび）。ユネスコでの審査過程で動物虐待との指摘を受け、文化庁が提案順番を後回しにしたり、登録を見合わせたり、批判を受けたりする可能性があります。また、登録後の観光客数の増加やメディア出演を受け、無理解な動物愛護者からの批判を受ける可能性があります」（「ユネスコ無形文化遺産登録および二十村郷牛の角突き習俗保存会に関する説明書」<sup>3</sup>）

---

3 この説明書は、当時、小千谷市東山地区の地域復興支援員であった渡邊敬逸氏（現在、愛媛大学社会共創学部）と共同で執筆したものである。

これは、2012年（平成24年）9月5日に議員立法によって公布され、翌年9月1日に施行された改正動物愛護管理法の検討段階で、闘牛など「動物同士を闘わせる行為」が問題視されたことを受けて、筆者が無形文化遺産化の前途を憂慮した結果、まとめられた見解である。最終的に筆者は、ユネスコ無形文化遺産化に関し、世界的な機関からの「お墨付き」という以外に大きなメリットは現実的にはないことを指摘し、無形文化遺産への過剰な期待はしない方がよい、とその動きに否定的な見解で締めくくった。それは、多くの人びとの期待を裏切り、無形文化遺産化の動きに水を差すことになってしまったが、その後、幸運なことに、その動きは具体化されず沈静化し、自然と立ち消えになった。ここで、その立ち消えをあえて「幸運なことに」と表現するのには理由がある。後述するように、実はこの動きが起こった翌年の2014年に、別の闘牛の無形文化遺産化をめぐる困難な問題が勃発したのである。筆者の憂慮は杞憂ではなかった。

### 3. 否定される「動物同士を闘わせる文化」

動物には、程度にこそ差があるものの他者を攻撃する本能が備わっている。その攻撃性は、なわばりを保全したり、餌を獲得したり、交尾の相手を奪い合ったり、子供を守ったり、あるいは社会における序列をめぐる競争に勝つための手段として発揮される。動物行動学者であるコンラート・ツァハリアス・ローレンツ（Konrad Zacharias Lorenz）は、自然界において同一種族間で展開される攻撃が、種を維持する働きをもつことを明らかにした<sup>4</sup>。

人間は、動物のこの攻撃性を利用して、動物同士を闘わせる文化を創り

---

4 K・ローレンツ1970『攻撃——悪の自然誌』、日高敏隆・久保和彦訳、みすず書房。

上げた。動物同士を闘わせる文化は、闘牛、闘鶏、闘犬のように、洋の東西を問わず広く分布するものから、中国の闘蟋蟀や闘馬、東南アジアの闘魚、日本の闘蜘蛛（蜘蛛合戦）そして、東アジアの闘羊（綿羊、山羊の双方）、中東地域の闘駱駝のように個別地域に限定的に分布するものなど、多種多様である。それらは娯楽であり、宗教儀礼であり、またその地域の神話やシンボル、そして人びとのアイデンティティと深く関わるものであった。また動物同士を闘わせる文化を行う人びとは、それぞれの地域で動物の育種選抜や飼育、訓練、治療などに関して、豊富で複雑な民俗知識と技術を発達させてきた。それは人類が長い歳月をかけて生み出してきた伝統文化であり、まさに人類の叡智であるといえる。したがってそれを、過去の祖先たちから受け継ぎ、未来の子孫たちへと受け継ぐべき文化的な「遺産」として認識し、価値あるものとして評価し、さらに保護することは論理上可能である。

しかし一方で、動物同士を闘わせる伝統文化は、現代社会において軋轢や葛藤を引き起こし、その伝統の継承に関し物議を醸している。過去の社会状況や価値観のなかで形成され、そして社会状況や価値観が大きく変化した現在へと継承されている動物同士を闘わせる伝統文化は、必ずしも現代人すべてに受容されるわけではない。それは、現代において不合理で不適切な文化だと評価されやすい伝統文化である。たとえばヨーロッパで生まれた動物愛護思想は、現在、グローバルに広まり、それぞれの国における動物関係の法律や制度、個々の人間と動物の関係に大きな影響を与えているが、その思想によって動物同士を闘わせる文化は否定され、存続の危機に追い込まれている。19世紀初頭、ヨーロッパ社会ではキリスト教的な救済観の影響のもと、動物を保護する、あるいは愛護する思想が生まれた。その思想の主眼は、人間が他の動物に比べて特権的な立場にあり、人間の利益のために、人間の意のままに動物を扱ってよいと考える人間中心主義を否定するところにある。1822年、イギリスではマーティン法（Martin's Act）という、世界最初の動物福祉に関する法律が制定され、

牛馬の虐待が禁じられた。それは、1835年に改正され、犬や猫などもその法による保護対象とされた。1824年には動物虐待防止協会（Society for the Prevention of Cruelty to Animals）が設立され、動物愛護の気運は高まり、その後、この動きはヨーロッパ社会に広まり、19世紀半ばにはアメリカにも広がった。そして現在では、動物愛護や福祉に関するこの思想は世界を席卷しつつある<sup>5</sup>。

動物を愛護するヨーロッパ的な思想や行為は、現代社会で疑いのない絶対的な善として、ときとして過剰なまでに信奉されている。この現代的な思想の尺度を極端に適用すれば、動物同士を闘わせる行為は不合理で不適切な行為と位置づけられてしまう。つまり、伝統的な動物同士を闘わせる民俗実践が因習化するのである。もちろん、その民俗実践が過去と比べて特段に変化したため、あるいは残酷になったために、それが規範からの逸脱行為と見なされるようになったわけではない。それは、現代人の価値観が変わり判定基準が変わってしまったために、不合理、あるいは不適切な逸脱した民俗実践＝因習と位置づけられるのである。

#### 4. 文化財、そして「遺産」としての闘牛

闘牛は、牛と人が闘う形式と、牛と牛が闘う形式の2種類に大きく分けることができる。一般的に、牛対人の闘牛はヨーロッパ南部（スペイン、ポルトガル、フランス南部など）のラテン語系の地域で盛んに行われている。牛対牛の闘牛（水牛も含む）は、中東からインド、東南アジア、そして中国、韓国、日本に至るアジア地域に主として分布している。一般的に牛対人、および牛対牛の両者を合わせて闘牛、あるいは英語でも bullfight

---

5 青木人志2002『動物の比較法文化——動物保護法の日欧比較』、有斐閣、21-48頁。

と同じ表現がなされている。しかし両者は、その歴史や社会的意義、そしてその闘いの方法が大きく異なり、また、ヨーロッパの牛対人の闘牛が、近年、動物愛護、動物の権利の観点から虐待行為として見なされ、動物に暴力を振るうブラッド・スポーツ（blood sport）として否定されていることから、区別して論じなければならない<sup>6</sup>。その混同に基づく誤解や偏見は、牛対牛の闘牛文化に不当な評価を生み出す遠因となっているのである。

日本では沖縄県、鹿児島県徳之島、愛媛県宇和島、島根県隠岐の島、新潟県小千谷市・長岡市、岩手県久慈市で闘牛が行われている。それぞれ闘牛の方法が異なり、沖縄や徳之島では、基本的に2頭の牛を闘牛場で放し、どちらかが頭を放し逃げて敗走することにより勝負が決まる。隠岐の島は、2頭の牛を人間が綱でコントロールして操り、勝負を行う。一方、新潟県小千谷・長岡の闘牛は、2頭の牛を闘牛場に放した後で、試合が最高潮になったときに、両牛を人為的に引き離し引き分けにして勝負をつけない。沖縄や徳之島では角を研いだり、矯正したりするが、新潟ではそれはルール違反である。日本の場合、それぞれの地域で闘牛が独自に発達してきたため、ルールや作法がそれぞれ異なっている。1998年から、それらの闘牛開催地域が共同して全国闘牛サミットを開催し、交流を行っている。

現在、日本では闘牛を文化財と位置づけ、その保護政策が行われている。1950年に「文化財保護法」が制定され、1954年改正時に「民俗資料」が「有形文化財」から独立し、それに文化財と同等の地位が与えられた。さらに1975年改正において、さらに無形文化としての民俗が有形文化と区別して画定されることになる。「民俗資料」は「民俗文化財」へと改称され、

---

6 牛対人の闘牛への批判の声は年々増しており、2010年にはスペイン・カタルーニャ州で闘牛が禁止されたりするなど、各地で廃止の動きが起こっている。



さらに国が指定する「民俗文化財」として、「重要有形民俗文化財」と「重要無形民俗文化財」が設けられた。

この法律改正後の1978年5月に、すでに述べた新潟県小千谷市と長岡市に継承される闘牛が、「牛の角突きの習俗」という名称で、国の重要無形民俗文化財に指定された。また、同年12月には 島根県隠岐の島の闘牛が「隠岐の牛突きの習俗」（保護団体：隠岐の牛突きの習俗保存会）、さらに1995年に愛媛県宇和島の闘牛が「南予地方の牛の角突きの習俗」という名称で、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されている。さらに、鹿児島県徳之島の闘牛は2014年に伊仙町の無形民俗文化財に、沖縄県の闘牛は2017年にうるま市の無形民俗文化財に指定されている<sup>7</sup>。

日本政府は、ユネスコの「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity、以後、「代表一覧表」と表記する）には、すでに国が指定した重要無形文化財や重要無形民俗文化財のなかから順次記載の候補を選び推薦することを原則としている。そのため、理屈の上では国指定の重要無形民俗文化財である新潟県小千谷市と長岡市の闘牛は、将来的にユネスコの無形文化遺産の「代表一覧表」表記載の候補として、日本政府から推薦されてもおかしくはない。しかし、その推薦と「代表一覧表」記載といった無形文化遺産化の動きは容易ではない。

---

7 日本の動物同士を闘わせる文化では、闘牛以外に鹿児島県加治木のくも合戦の習俗が、1996年に「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されている。

## 5. 文化財保護と動物愛護の軋轢

日本において、伝統的な文化を保護し適切に管理するために「文化財保護法」が定められ、さらに、動物を愛護し適切に管理するために「動物愛護管理法」が定められている。この二つの法律は、動物同士を闘わせる伝統文化をめぐる、矛盾してしまう可能性がある。

日本政府はこれまで、各地で行われている闘犬、闘鶏、闘牛などの伝統的な動物同士を闘わせる行為を、動物愛護管理法でいかに対応すべきか苦慮してきた。これらの行為の一部が国や県の文化財として指定されており、「地域の文化、慣習」として定着し、さらに観光資源として行政計画に位置づけられて振興が図られている例もあるため、主管官庁はそういう文化の「伝統」性に配慮した法律解釈を行っている。

たとえば1974年には、青森県が国に対して闘犬等が動物愛護に抵触するものかどうかの「疑義照会」を行っており、この照会に対して国は「伝統行事として社会的に認容されている闘犬等を実施する行為は、当該行為を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、その虐待に該当しないものと解する」という解釈を提示している<sup>8</sup>。伝統的な動物同士を闘わせる行為の文化的価値に、条件付きながら一定の配慮をしたのである。そして、動物同士を闘わせる行為を容認するために、国や県が認める「文化財」的価値が、その正当性を保証する根拠とされてきた。

すでに述べたように、改正動物愛護管理法が2012年（平成24年）9月5日に議員立法によって公布され、翌年年9月1日より施行されたが、その作業段階の議論で、文化財的な価値よりも、動物福祉の価値が優越すると

---

8 中央環境審議会動物愛護部会 動物愛護管理のあり方検討小委員会（第20回）議事録：<http://www.env.go.jp/council/14animal/y143-20a.html>（アクセス日：2022年8月30日）

いう主張がなされた。改正にあたり、環境省は、それが主管する中央環境審議会動物愛護部会に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置して議論を進めた。そして、動物に関連する学者や獣医師、有識者を集めたその委員会で、委員の間から動物同士を闘わせる行為に否定的な意見が出たのである。そこでは、新潟県の闘牛を具体例として、それが動物愛護管理法に抵触するのではないかという意見が述べられた。そして上述したような、動物同士を闘わせる行為の「文化」としての正統性に対する疑義も出された。伝統行事として社会的に容認され、文化財指定されている動物同士を闘わせる行為に配慮してきた経緯、そして伝統的な「文化」であるという従来の正統性に疑問を投げ掛ける委員がいたのである<sup>9</sup>。

闘牛反対の委員たちは、動物同士を闘わせる文化が、たとえ歴史的価値を有する文化（財）であったとしても、それは容認する根拠とはならないと主張している。その議論は、グローバル・ポリティクスのなかで優位になった普遍的価値と、個別的な地域的価値の衝突であり、裁定を下すことが難しい複雑な問題である。結局、2013年施行の改正動物愛護管理法では、動物同士を闘わせる文化を禁止することはなかった。ただ現在の世界的な趨勢から見れば、動物愛護思想に基づいて動物同士を闘わせる行為を否定する動きが、今後さらに加速する可能性が高い。

## 6. UNESCOの無形文化遺産制度と文化多様性

現在、動物同士を闘わせる文化に限らず、漁業や狩猟、宗教的供犠、さらに食生活などでの動物利用に関連する多様な文化が世界各地で否定されつつある。動物愛護の過剰な動きによって、人間のアイデンティティと結

---

9 菅豊2017「幻影化する無形文化遺産」、飯田卓編『文化遺産と生きる』、臨川書店、76-78頁。

びつく地域の文化の価値は否定され、文化多様性は脅かされつつある。皮肉なことに、この文化多様性は、本来、それを尊重し保護するはずのユネスコによっても、脅かされることがある。

2001年、ユネスコは「文化的多様性に関する世界宣言」を採択したが、その「第一条 文化的多様性：人類共通の遺産」では、文化多様性の重要性について以下のように述べられている。

「時代、地域によって、文化のとりかたは様々である。人類全体の構成要素である様々な集団や社会個々のアイデンティティは唯一無比のものであり、また多元主義的である。このことに、文化的多様性が示されている。生物的多様性が自然にとって必要であるのと同様に、文化的多様性は、交流、革新、創造の源として、人類に必要なものである。この意味において、文化的多様性は人類共通の遺産であり、現在及び将来の世代のためにその重要性が認識され、主張されるべきである。」

さらに2002年の「イスタンブール宣言」でも同様に、この文化多様性の重要性が謳われている。そして2003年に締結された「無形文化遺産の保護に関する条約」では、それら二つの宣言が「文化の多様性を推進し及び持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産の重要性」を強調していることに言及されている。また、同条約の「第二条 定義」では、「無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである」と述べてある。すなわち「無形文化遺産の保護に関する条約」では、無形文化遺産が、文化多様性の尊重を増強する機能があるものとして、定義されているのである。これらの宣言文や条文を見ればわかるように、ユネスコは文化多様性をことのほか重視している。しかし実際は、ユネスコは無形文化遺産制度のな

かで、文化多様性の尊重を貫徹できていない。

ユネスコという国際機関で生み出された無形文化遺産の概念とその制度は、いまや世界中に広がり各国、各地方の文化政策に大きなインパクトを与えている。結果、世界各地の政府や専門家、企業、そして地域文化を担うコミュニティや集団、および個人は協働して、多種多様な地域文化を無形文化遺産として意義づけ、新しい価値を与え、保護や活用を行ってきた。無形文化遺産の制度や政策、そしてそれに関するさまざまな活動は文化や社会への介入であり、当然、それは企図するかせざるかにかかわらず、介入した文化や社会に影響を与えてきた。無形文化遺産を取り巻くさまざまな動きは、無形文化遺産、そしてそれが存在する地域社会の活性化に寄与することもあれば、一方で、その社会で倫理上のさまざまなネガティブな問題を引き起こすこともある。このネガティブな副作用を解決、あるいは軽減するために、2015年にナミビアで開催されたユネスコの政府間委員会で、12項目にわたる「無形文化遺産保護のための倫理原則」<sup>10</sup>が決議された<sup>11</sup>。この倫理原則は、「無形文化遺産の保護に関する条約」の実施のための運営指針や、国内立法の枠組みを補完するものであり、各国の無形文化遺産保護活動のよりいっそうの健全化に貢献し、また、世界各国で起こっている無形文化遺産を取り巻く倫理的な問題の解決に資することが期待される。

しかし一方で、この倫理原則が、文化を評価し肩書きを授ける無形文化遺産化のプロセスで解決困難な問題を浮かび上がらせている。それは文化相対主義と普遍的な人道主義の相克の問題である。

---

10 ユネスコ Ethics and Intangible Cultural Heritage: <https://ich.unesco.org/en/ethics-and-ich-00866>（アクセス日：2022年8月28日）

11 ユネスコ Decision of the Intergovernmental Committee: 10.COM 15.A: <https://ich.unesco.org/en/Decisions/10.COM/15.a>（アクセス日：2022年8月30日）

## 7. 文化相対主義と普遍的人道主義の相克

周知の通り、文化相対主義と普遍的人道主義の相克は、人類学史上、長年議論されてきた解決困難な古典的課題である。人類学者や民俗学者は基本的に、個々の文化に内在する価値観の多元性を尊重し、多様な文化の存在を認める文化相対主義に則って、偏狭で排他的な自文化中心主義や普遍主義を否定してきた。一方、その文化相対主義は、人権や平和など人類共通の絶対的な利益と価値を優先する普遍的人道主義から批判を受けてきた。世界各地の多様な文化のなかには、女子割礼や幼児割礼、奴隷制度などのように、現代的な価値観や人道主義からは容認できない伝統的な文化も存在する。個別の文化の価値とそれを維持する権利を認める文化相対主義の考え方自体は、普遍的人道主義とすべてが抵触するわけではないが、しかし、文化相対主義によって相対化される個別の文化なかには、普遍的人道主義と抵触する事例が少なからず存在する。

無形文化遺産の保護をめぐるでも、この二つの主義の相克は、頻繁に問題となっている。ユネスコ、およびその審議に加わる専門家たちは、世界各国の地方性や個別性をもっている多様な文化のなかから、ある基準にしたがって無形文化遺産を選択する。その選択行為は、文化を篩にかけているのであって、すべての無形文化を「遺産」として認め、保護の対象にしているわけではない。当然、その篩によって振り落とされた文化、すなわち「遺産」として認められず、また保護されることのない文化も数多く存在する。悪くすれば、保護どころか、貶され謗られることすらある。

もちろんその選択の際には、文化多様性を尊重することが基本とされており、その文化多様性は、当然、ユネスコの倫理原則でも尊重されている。たとえば、倫理原則の第11項には、「文化の多様性と共同体、集団、個人のアイデンティティは十分に尊重されるべきである」と記載され文化多様性の価値尊重が明記されている。しかし一方で、次のような普遍的人道主義に根差す価値と規範をも、同時にその項で表明している。倫理原則第

11項は、さらに次のように続ける。

「共同体、集団、個人が認める価値や、文化的規範に対する感受性を尊重し、ジェンダー平等、若者の参加、民族的アイデンティティの尊重に特別な注意を払うことが、保護措置の設計と実施に含まれるべきである。」

そこでは、共同体や集団、個人が認識する価値を尊重しているが、その共同体や集団、個人は無形文化遺産の担い手に限定されていない。また文化的規範に対する感受性を尊重しているが、それも誰がもっている文化的規範なのか、また誰の感受性なのかがはっきりとしない。それに続けて、ジェンダー平等や若者の参加、民族的アイデンティティを尊重するという、現代社会において普遍化した規範が述べられている。

ユネスコは、国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために設立された機関であり、その設立思想の根底には、普遍的人道主義が横たわっていることは明らかである。当然、それが生み出す制度には、普遍的価値と規範に基づく倫理が大きな影響を与えている。現在、倫理観のグローバル化、そしてそれともなう普遍化が進行しているが、しかし倫理観は、本来は個別の文化と社会に埋め込まれており、それ自体が文化の一部を構成してきた。すなわち、地域が異なれば倫理観も異なるはずである。東洋と西洋との倫理には共通する部分もあれば、異なる部分もあるのだから、文化多様性を尊重する立場からいえば、本来は、文化に埋め込まれた倫理の多様性も、認められてしかるべきである。

しかし、無形文化遺産を選定する場では、そのような倫理の多様性のすべてが認められることはない。なぜならば、それをすべて認めることは、文化相対主義に基づいた無規範性をも認めることにつながりかねないからである。文化相対主義の無規範性に陥ると、極端な場合、世界に存在するすべての文化を肯定することにつながりかねない。そうなると、女子割礼や奴隷制のような文化も、無形文化遺産として意味づけ、評価することが

可能となってしまうのである。

ユネスコ、および無形文化遺産制度は、文化多様性のある程度は認めつつも、このような無規範性に陥らないために、個別文化の価値よりも優位な、ある程度普遍性をもった価値と規範を倫理原則で示している。すでに述べたように倫理原則の第11項では、現代先進国の社会において普遍的な規範となり、現代人に当然と思われるはずのジェンダー平等や若者の参加（すなわち年齢差別の否定）、さらに民族的アイデンティティの尊重などが謳われている。

要するに、ユネスコの無形文化遺産の制度では、個々の文化の価値は基本的に尊重されるものの、それが無形文化遺産として認められるためには、普遍的な人道主義の規範に適合するものでなくてはならないという条件が、暗黙裡に課されているのである。この条件は、ユネスコにおいて無形文化遺産として承認され、「代表一覧表」へ記載することの是非を問う場面で顕在化する。実際、その条件は、闘牛を含む文化をユネスコの無形文化遺産へ記載するかどうかを問う政府間委員会の議論のなかで露呈した。

## 8. 闘牛は無形文化遺産になれないのか？

2014年11月にパリで行われたユネスコの第9回無形文化遺産のための政府間委員会において、中国政府が提案した「彝族の火祭り（火把節）」が、推薦書（nomination）の「再提出（resubmit）」という決定になった<sup>12</sup>。この彝族の火祭りには、文化の構成要素として唱歌や跳舞、競馬以外に、闘牛や闘羊などの動物同士を闘わせる文化が含まれている。

このときの政府間委員会決定によれば、政府間委員会は、その火祭りに

---

12 この審査の経緯については、岩崎まさみ2017「無形文化遺産を語る人たち」飯田卓編『文化遺産と生きる』、臨川書店、41-67頁に詳しい。



世代を越えて伝わるさまざまな文化的表現や慣行が含まれていることを認めており、まずはその伝統文化としての価値を一定程度評価している。

しかし、その祭りに含まれる「動物の戦い（animal fights）」といった構成要素が、多様な共同体や集団、個人の感受性を尊重するという要件に適合するかどうか、という点に懸念を示し、それを説明する追加情報が必要であるとした<sup>13</sup>。この、共同体や集団、個人の感受性を尊重するという文言は、先に紹介したように翌2015年に作られた倫理原則の第11項に含まれている要目であり、この2014年の彝族の火祭りの審査時点ですでに、政府間委員会の審査に先立って事前審査を行う評価機関がそのような観点を先取りしていたことが理解される。しかし、ここで尊重すべき感受性を有する「多様な」共同体や集団、個人は、その文化の担い手だけではなく、その文化の当事者とは必ずしもいえないような共同体や集団、個人をも含み込んでいるのである。さらにそれは「多様な」という表現によって、彝族、あるいは中国人に限らない広がりの中にある共同体や集団、個人を想定することが可能となっているのである。

政府間委員会では、娯楽のために生きた動物を使用する祭りの構成要素が、感受性が異なる共同体間の対話を、どのように促進するのかを説明するために追加情報が必要だとの意見も出された。それらの意見をわかりやすくまとめるとすれば、「動物同士を闘わせる闘牛は、感受性や価値観が異なる人びとの間では評価が分かれるのであり、意見の一致をみることは困難である。そのため、二律背反する意見や価値評価をもつ人びとの合意を促進するために、どのような対話が可能なのか説明せよ」ということである。政府間委員会は、文化多様性は認めるものの、しかし火祭りに含まれる闘牛という文化要素は、それに敏感に反応し、嫌悪し、否定する共同

---

13 ユネスコ Decision of the Intergovernmental Committee: 9.COM 10.12: <https://ich.unesco.org/en/Decisions/9.COM/10.12>（アクセス日：2022年8月30日）

体や集団、個人がいるため、そのような人びととの対立を解決する方策を説明せよと、中国政府に暗に要求している。そして、最終的には彝族の火祭りに関し、追加情報をもとに次のサイクルでの審査へ推薦書を「再提出」することと、政府間委員会は決定した。

価値観や動物観、宗教観、倫理観などの根本的な相違によって引き起こされている意見の相違を、一朝一夕に解決することが容易ではないことは明々白白である。ユネスコの政府間委員会は、時間をかけても解決するとは限らない困難で複雑なこの問題に関して説明することを、無形文化遺産の「代表一覧表」への記載条件として中国政府に課した。その委員会の決定は次回への推薦書の「再提出」であって、一覧表「不記載」という明確な拒絶の決定ではない。しかし、無形文化遺産化の運動に熱心な中国において、その時点で次のサイクルでの無形文化遺産への推薦候補は、すでに決まっていた準備が進行していたのであり<sup>14</sup>彝族の火祭りを次回へ持ち越すことは実質的に不可能であった。そのため、政府間委員会の推薦書再提出という判断は、実は「代表一覧表」への不記載という決定を下したに等しかったのである。政府間委員会は、文化多様性の観点から、明確に、そして直接的に闘牛へ否定的判断を下すこと、すなわち文化多様性を認めないことを回避しながら、巧妙に、そして実質的にそれを無形文化遺産の制度から排除することに成功した。結果として、政府間委員会——無形文化遺産をめぐる闘技場（arena）——のなかで、ローカルな価値に裏打ちされる彝族の伝統文化は、グローバルな価値に裏打ちされる近代的規範との闘いに敗北してしまったのである。

彝族にとって生きた象徴であり、その民族アイデンティティの源泉とも

---

14 中国は彝族の火祭りの無形文化遺産「代表一覧表」への記載失敗後、2016年に二十四節季（The Twenty-Four Solar Terms, knowledge in China of time and practices developed through observation of the sun's annual motion）が記載を認められている。

なる彝族の火祭りは、まさに世界を席卷しつつある、動物愛護という現代的な普遍的規範によって、否定され因習化したのである。

## 9. まとめ

現在、世界には、人権を侵害し人びとを傷つけ、そのため多くの人びとから容認されない否定されるべき民俗実践＝因習が存在する。そういう因習は、そもそもユネスコの無形文化遺産化の議論の俎上に載せられることはない。たとえば女子割礼などの民俗実践に対しては、文化多様性よりも優先される絶対的な価値基準を、世界中の大多数の人びとが共有し、支持しているため、それが無形文化遺産化されることはない。しかし、ここで問題になるのは、そこまでの絶対的な価値基準が現段階では共有されておらず、ときにその判定が割れてしまうような民俗実践である。彝族の火祭りで行われている闘牛はまさにそのような民俗実践であり、その推薦に携わった中国の専門家たちは、おそらくそのような判定が下されることを予想だにできなかったことであろう。彼ら彼女らの基準では、闘牛は無形文化遺産にふさわしいと判定される民俗実践であった。だからこそ中国はそれを推薦したのである。

今後、ユネスコが取り決める国際レベルの「代表一覧表」記載の審査段階において、ジェンダーの不平等の問題とともに、さらに暴力——祭りでの乱痴気騒ぎ——や動物の殺傷行為——狩猟や漁撈、動物食や供犠——といった伝統的な民俗実践は、内包してきた構成要素が否定され、明に暗に因習扱いされる可能性がある。ユネスコは、無形文化遺産の条約の原則と目的に適った好ましい保護活動の模範事例であるグッド・プラクティスを顕彰するが、その背後では数多くのバッド・プラクティスを見えない形で生成しているのである。

民俗実践を因習化させないためには、現代人にとって不適切で不合理に

見える民俗実践の問題箇所を意識的に修正し、見直し、改変することで、多くの人びとが容認できる水準の民俗実践へと引き戻す——脱因習化する——以外に、手立てはなかろう。ただ、その修正が容易ではないことは、言を俟たない。伝統には、現代社会の価値観に合わせて修正できる、あるいは捨ててしまうことができる部分があるが、しかし一方で、変えたり、放棄したりしてしまうと、その伝統を本質的に変えてしまうと認識されるコアな部分もある。後者の修正の要求に関して、伝統の担い手たちは強固に反対し、抵抗することであろう<sup>15</sup>。

文化多様性の尊重という見地からいうならば、本来、民俗実践の倫理は、個々の文化現象が存在する地方社会の文脈のなかで問われるべきである。その上で、普遍的な倫理と地域の倫理との整合性が、さらに検討されるべきである。しかしそのような議論を、ユネスコの無形文化遺産の「代表一覧表」記載の審議の過程で、十分に尽くすことは容易ではない。

ここに私たちは、ユネスコの無形文化遺産概念と制度に一定の可能性を認めつつも、一方でその制度の不可避の限界性についても認めなければならないだろう。ユネスコの無形文化遺産制度が要求する規範によって、地域文化がむしろ否定されて因習と化してしまう可能性があること、さらにその文化を保持する共同体や集団、および個人の尊厳を損ない、それらの感受性を否定し、名誉を毀損する危険性があることに、私たちは気がつかなければならない。グローバル・ポリティクスのなかで生成したユネスコの無形文化遺産制度が生み出す価値観や倫理観によって、むしろ伝統の担い手たちの行為が否定される場合がある。その点に、無形文化遺産制度に

---

15 近年、牛対人の闘牛のなかには、脱因習化のために従来のように牛を殺傷するのではなく、牛を取り押さえたり飛び越えたりする形式へ大きく変化したものもある。また、闘牛士の安全を守るために角に皮を被せるなどした闘牛もある。ヨーロッパの一部の闘牛はこのように現代的な社会状況に適合することを伝統の担い手たちが容認する場合もあるが、一方でその変容を頑なに拒否する人びともいる。

関わる多様な人びとは留意し、慎重に対応すべきである。そして、無形文化遺産制度が生み出す価値観や倫理観によって、伝統の担い手たちの尊厳が損なわれる可能性がある場合、地域に介入する専門家や研究者、そして行政は、地域文化を無形文化遺産へと申請したり、推薦したりする計画や事業を、事前に断念、あるいは拒絶すべきであることを認識しておかねばならない。伝統の担い手たちの幸福を考えたとき、ユネスコの無形文化遺産制度を拒絶することもまた、ひとつの選択肢たりうるのである。